

第28回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟
3階 シーズンテラスホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である
取締役の報酬額決定の件

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	28
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

株式会社 JIPホールディングス

証券コード 2749

証券コード 2749

2020年6月8日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社 JPホールディングス
代表取締役社長 古川 浩一郎

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたします。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から3つの密（密閉・密集・密接）を避けることの推進と、外出自粛の要請等による接触機会の低減が要請されております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます、4頁・5頁の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール

本年の定時株主総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様に対して、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願いしております。株主の皆様のご協力により、会場に在席する者の多くは当社の役職員であることが想定され、そして、その多くは東京圏に在住しております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため県を跨ぐ移動を避けることが推奨されていますことから、出席者の移動を最小限に抑えるべく、本年の定時株主総会は東京都港区内の会場にて開催することといたしました。出席する役職員には、保育の現場にて職務に従事する者がいるところ、より一層に感染拡大防止を図るための措置でありますことをご理解いただけますと幸甚です。なお、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意願います。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第28期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行使され

たものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。

- (3) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面にてご通知ください。
- (5) 個人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①～③の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理人様ご本人の議決権行使書用紙
 - ②代理権を証する書面（委任をされる株主様ご本人の署名または記名押印のある委任状）
 - ③当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他いずれか委任をされる株主様ご本人を確認するための公的書類の写し
- (6) 法人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①及び②の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）
 - ②当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- (7) 代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- (8) 当社は、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス：<https://www.jp-holdings.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載しておりません。
- (9) 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、(8)と同様、当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

※なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株皆様のご来場を自粛いただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2020年6月25日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 **東京都港区港南一丁目2番70号**
品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）**
午後6時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）**
午後6時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご留意事項

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株皆様のご負担となります。
- ・株皆様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.net-vote.com/>



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第28期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円90銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は341,127,903円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社では従来から、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための重要な仕組みとして認識し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能の強化に取り組んでまいりました。今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つ監査等委員会設置会社を選択することにより、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更のご承認をお願いするものであります。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定及び監査役の責任免除に関する経過措置に関する附則の新設、その他の所要の変更についても、併せてご承認をいただきたく存じます。なお、責任限定契約を社外取締役ではなく業務執行をしない取締役との間においても締結することを可能とする変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社 J P ホールディングスと称し、英文では、J P - H O L D I N G S , I N C . と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1～16. (条文省略) 2. 当社は、前項の目的のほか、次の事業を営むことを目的とする。 1～16. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市内に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、295,000,000株とする。 (単元株式数) 第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第6条の2 (現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (基準日) 第8条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第14条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役1名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会は、法令または本定款に定める事項を除き、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第28条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第29条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第31条 補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p align="center">変更案</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規定)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行提案	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当) 第42条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第43条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>平成30年6月28日 改定</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>令和2年6月開催の第28回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p> <p>2. <u>令和2年6月開催の第28回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p> <p>平成30年6月28日 改定 令和2年6月25日 改定</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	古川 浩一郎 (1962年2月9日生)	1985年4月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社 1993年8月 (株)プローバ入社 2000年2月 当社入社 広島営業所長 2000年6月 当社取締役 2002年1月 当社関東ブロック長 2004年10月 (株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 2006年1月 (株)ジェイキャスト取締役 2013年3月 (株)日本保育総合研究所取締役(現任) 2017年3月 社会福祉法人紺碧の会理事 一般社団法人全国保育連盟理事 2018年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2018年7月 (株)日本保育サービス取締役 一般社団法人全国保育連盟代表理事 2019年4月 (株)日本保育サービス代表取締役社長 (現任)	109,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり保育事業に携わり、保育所の開設及び運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社グループの経営に大きく寄与しており、経営の推進に適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	さか 坂 井 とおる 徹 (1973年9月26日生)	1996年 7 月 Pacific Rim Corporation入社(米国) 同社Directorに就任 2001年 4 月 (株)アトリウム入社 その後、同社執行役員 戦略投資本部長に 就任 2011年 7 月 Futamatsuya USA Inc.創業(米国) 2012年 4 月 (株)スターキャピタル創業 2017年 12月 未来キャピタル(株)創業 代表取締役 マザーケアジャパン(株)創業 代表取締役 2018年 6 月 当社取締役 2018年 7 月 (株)日本保育サービス取締役 (現任) (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)ジェイキャスト取締役 (現任) (株)日本保育総合研究所取締役 (現任) 2018年 9 月 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 (現任) 2018年 12月 (株)アメニティライフ取締役 (現任) 2019年 4 月 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社 長 (現任) 2019年 8 月 当社専務取締役 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、経営管理体制の整備、安全管理体制の強化、働き方改革などに取り組み成果を上げております。当社グループの経営に大きく寄与しており、経営の推進に適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 三井真司 (1959年11月10日生)	1982年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 2007年4月 パナソニックネットワークサービス(株) 代表取締役社長 2009年4月 パナソニック(株)アクトビラ事業推進室 室長 2011年10月 (株)アクトビラ 執行役員副社長 2018年1月 (株)日本保育総合研究所 入社 2018年6月 (株)日本保育総合研究所 代表取締役社長 2018年9月 当社 営業企画本部営業開発一部 部長 2019年4月 (株)日本保育サービス 取締役 兼 運営企画本部 本部長 2019年4月 (株)日本保育総合研究所 取締役 (現任) 2020年4月 (株)日本保育サービス 取締役 兼 運営企画部 部長(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 当社グループの中核企業である(株)日本保育サービスの事業を中心に携わり、保育園運営事業の体制強化に貢献しており、その実績から新たに取締役候補者といいたしました。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 堤亮二 (1972年12月20日生)	1993年4月 東洋冷熱(株) 入社 2004年4月 (株)アトリウム 入社 2017年4月 大東建託パートナーズ(株) 入社 2017年10月 日本ATM(株)入社 経理財務部 部長 2019年1月 当社入社 管理本部 財務経理部 部長 2020年4月 当社 管理本部長 兼 財務経理部 部長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 当社グループの財務経理業務を統括し、管理部門の業務全体の効率化等に貢献しており、その実績から新たに取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> せき しょう た ろう 関 昭 太 郎 (1929年7月12日生)	1953年4月 山種証券(株)(現SMBC日興証券(株))入社 1985年12月 山種投資顧問(株)代表取締役社長 1992年6月 山種証券(株)(現SMBC日興証券(株))代表取締役社長 1994年11月 早稲田大学理事(財務担当) 1995年9月 早稲田大学副総長・常任理事(財務担当) 2000年6月 公益財団法人東京財団理事 2002年1月 特定非営利活動法人アジアの架け橋理事長 2003年12月 特定非営利活動法人21世紀大学経営協会副理事長 2004年11月 早稲田大学副総長・常任理事 2006年10月 早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員(現任) 2006年11月 一般社団法人遊技産業健全化推進機構理事(現任) 2006年12月 東洋大学理事 2009年4月 新潟県立大学理事(現任) 2009年12月 東洋大学常務理事 2011年10月 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアーツ理事 2012年4月 学校法人環境造形学園副理事長 2014年4月 学校法人環境造形学園副理事長・学長 2014年6月 文部科学省大学改革ガバナンス推進委員会委員 2015年1月 一般財団法人国際建設技能振興機構評議員(現任) 2016年7月 学校法人日本教育財団東京通信大学顧問(現任) 2016年12月 文部科学省大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討委員会委員 2017年5月 特定非営利活動法人ムジカ・フレスカ会長(現任) 2017年10月 文部科学省大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討委員会委員 2018年10月 当社社外取締役(現任) 2019年7月 東京ニューシティ管弦楽団 理事(現任) 2019年9月 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアーツ理事 最高顧問(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 社外取締役として、取締役会において、教育およびガバナンスに関する豊富な知識と経験から、当社の経営に対する監督や経営全般に関わる助言をいただいております、引き続き候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> あな だ たか 穴 田 卓 司 (1965年6月6日生)	1988年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 1991年1月 公認会計士登録 2001年4月 (株)UFJホールディングス(現(株)三菱UFJフ ィナンシャル・グループ) 経営企画部 2006年8月 佐藤総合法律事務所(現任) 2010年5月 税理士登録 2011年5月 SBIモーゲージ(株)(現アルヒ(株))社外取締役 2013年6月 SBIモーゲージ(株)(現アルヒ(株))監査役 2015年5月 アルヒ(株)監査役 (現任) 2017年4月 社会福祉法人都筑福祉社会評議員(現任) 2017年7月 (株)MFS監査役(現任) 2017年11月 東京インフラアセットマネジメント(株)投資 委員会外部委員 2018年10月 当社社外取締役 (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 社外取締役として、取締役会において会計分野に関する豊富な知識と経験を生かして、当社の経営に対する監督や経営全般に関わる助言をいただいております。コーポレートガバナンスの一層の強化・充実の実現を図るため、引き続き候補者いたしました。 同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有してはおりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> さ ぼ ら ただ かず 佐 原 忠 一 (1947年4月9日生)	1970年4月 大和証券(株)(現(株)大和証券グループ本社)入 社 2000年6月 大和インベスター・リレーションズ(株)取締 役 2006年4月 大和インベスター・リレーションズ(株)常務 取締役 2007年4月 オフィスサハラ開業 2007年5月 当社情報管理室長(～2008年4月) 2008年5月 (株)ジェネラルソリューションズ(現(株)フィ スコ)顧問 2009年1月 (株)ジェネラルソリューションズ(現(株)フィ スコ)取締役 2018年10月 当社 社外監査役 (現任)	10,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 金融機関における豊富な経験とIR活動コンサルティング企業で培われた、ステークホルダーとのコミュニケーション等に関する幅広い知識を有しております。また、2018年10月より当社監査役として経営の健全性、適正性の確保に努めていただいただけでなく、会社経営に関しても有益なご意見をいただいております。これらの知識や実績から、当社の経営体制の強化に客観的な立場で適切な助言をいただけるものと判断し候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="font-size: small;">かしわめ 柏女 霊峰 (1952年6月16日生)</div> </div>	1976年4月 千葉県庁 入庁 1986年4月 厚生省（現厚生労働省）入省 1997年4月 淑徳大学社会学部（現：総合福祉学部）教授（現任） 1997年4月 淑徳大学大学院教授（現任） 1997年4月 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 2006年4月 石川県顧問（現任） 2009年4月 浦安市専門委員（子育て支援担当）（現任） 2014年12月 東京都児童福祉審議会副会長（現任） 2017年6月 社会福祉法人興望館理事長（非常勤）	一株
【社外取締役候補者とした理由】 児童福祉および幼児教育に関して長年の経験と専門的知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただけるものと判断し、新たに候補者といたしました。 同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 關昭太郎氏、穴田卓司氏、佐原忠一氏及び柏女霊峰氏は、社外取締役候補者であります。なお、關昭太郎氏、穴田卓司氏及び佐原忠一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、柏女霊峰氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 關昭太郎氏及び穴田卓司氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年8ヶ月となります。
3. 佐原忠一氏は、現在当社の社外監査役であります。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、当該定款変更が効力を生じる時である本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年8ヶ月となります。
4. 当社は、關昭太郎氏及び穴田卓司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 佐原忠一氏及び柏女霊峰氏の選任が承認可決された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
6. 社外取締役候補者のうち、柏女霊峰氏は、社会福祉法人興望館の理事長を兼務し、同法人は東京都墨田区において保育所および児童館を運営していることから当該事業において競合関係にあります。また、同氏は、東京都児童福祉審議会の副会長を兼務し、同審議会には東京都の保育所の認可に関する審査を行う部会があります。
- 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 関 博文 (1952年1月21日生)	1977年5月 (株)工業時事通信社編集局国際協力編集部入社 1980年10月 (株)東拓企画非常勤取締役 1981年6月 (株)土木通信社取締役 1983年5月 (株)東拓企画取締役企画部長 1987年4月 (株)アーバン・デベロップメント取締役統括部長 1988年5月 (株)東拓企画代表取締役社長 1990年4月 (株)アーバン・デベロップメント常務取締役 1991年3月 (株)アーバン・デベロップメント代表取締役 1997年5月 (有)創発コーポレーション取締役 2000年7月 (株)アトリウム アドバイザリー 2002年2月 (株)イー・エム・ファンド・マネジメント アドバイザリー 2004年3月 (有)創発ファシリティマネジメント代表取締役 現任) 2006年11月 (株)LIU取締役会長 (現任) 2007年2月 (株)アトリウム建設アドバイザリー 2017年8月 (有)創発コーポレーション代表取締役 (現任) 2017年9月 (株)東拓企画代表取締役会長 (現任) 2018年10月 当社 常勤監査役 (現任)	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培われた企業経営に関する高い知見を有しております。また、2018年10月より当社常勤監査役として、その知見をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの知見と実績から、監査等委員として適切な人材と判断し、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>かつ また ひで ひろ</small> 勝 又 英 博 (1956年9月8日生)	1983年12月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社 1999年 8 月 INGベアリング証券会社入社 2003年 4 月 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド 入行 2011年 4 月 (株)食材研究所 所長(現任) 2012年 2 月 (株)ヤマトコンサルティンググループ 代表取締役(現任) 2018年 4 月 特定非営利活動法人日本香港協会 理事 2018年10月 当社 社外監査役(現任) 2020年 2 月 御殿場市議会 議員(現任) 2020年 4 月 特定非営利活動法人日本香港協会 監査役(現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 国内外の金融機関における豊富な経験と長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2018年10月より当社監査役として、その経験と見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの見識と実績から、当社の監査体制等の強化に適切な人材と判断し候補者いたしました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>いた あき せし ひこ</small> 伊 丹 俊 彦 (1953年9月2日生)	1980年 4 月 東京地方検察庁 検事 任官 2005年 4 月 東京地方検察庁 公安部長 2010年 6 月 最高検察庁 総務部長 2012年 7 月 東京地方検察庁 検事正 2014年 7 月 最高検察庁 次長 検事 2015年12月 大阪高等検察庁 検事長 2016年11月 弁護士登録(長島・大野・常松法律事務所 顧問) 2018年 3 月 (株)北國新聞社 社外監査役(現任) 2018年 6 月 (株)セブン銀行社 外取締役(現任) 2018年 6 月 戸田建設(株) 社外取締役(現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 検事及び弁護士としてコーポレートガバナンス及び企業コンプライアンスについて長年携わり、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただけるものと判断し、新たに候補者いたしました。 同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	新任 社外 <small>つるや</small> 鶴谷 <small>あきのり</small> 明憲 (1957年6月8日生)	1983年4月 警察庁入庁 1998年3月 茨城県警察本部警務部長 1999年8月 警察庁情報通信局情報通信企画課理事官 2001年2月 兵庫県警察本部刑事部長 2003年2月 内閣情報調査室国際部総括 2007年4月 和歌山県警察本部長 2008年8月 警察庁国際捜査管理官 (ICPO東京支局長) 2013年6月 財務省四国財務局長 2016年9月 近畿管区警察局長 2017年11月 プルデンシャル生命保険(株)顧問 (現任) 2018年4月 (株)ユニカフェ社外取締役 2018年4月 日の出ホールディングス(株)社外取締役 (現任) 2018年6月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(株)顧問 (現任) 2020年4月 UCCホールディングス(株)顧問 (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業の危機管理、コンプライアンスに関する幅広い見識を有しており、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただけるものと判断し、新たに候補者といたしました。 同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			
5	新任 社外 <small>や</small> 矢板 <small>まさる</small> 賢 (1948年2月20日生)	1970年4月 丸文(株) 入社 1979年4月 公認会計士森助紀事務所 入所 1979年5月 税理士登録 1982年7月 公認会計士登録 1982年12月 監査法人TKA飯塚毅事務所 パートナー 1988年8月 KPMG会計事務所 入所 1990年10月 国際証券(株) (現三菱UFJ証券ホールディングス(株)) 入社 2002年12月 新日本アーンストアンドヤング(株) 入社 2005年12月 エイチ・エス証券(株) (現澤田ホールディングス(株)) 執行役員財務部長 2010年12月 オリエント証券(株) 代表清算人 2010年12月 エイチ・エス債権回収(株) 監査役 (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 税理士、公認会計士として会計および税務分野に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の経営に対する監督や経営全般に関して適切な助言をいただけるものと判断し、新たに候補者といたしました。 同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

(注) 1. 勝又英博氏、鶴谷明憲氏、伊丹俊彦氏及び矢板賢氏は、社外取締役候補者であります。なお、勝又英博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、鶴谷明憲氏、伊丹俊彦氏及び矢板賢氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

2. 当社は、勝又英博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を200万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 関博文氏、鶴谷明憲氏、伊丹俊彦氏及び矢板賢氏の選任が承認可決された場合、当社は、4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2002年6月20日開催の第10回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することからこれを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち、社外取締役4名）となります。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、中国経済の減速や中東情勢の悪化等による世界経済の不確実性に加え、消費税増税による消費の落ち込みが懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。また、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、国内外の経済活動に及ぼす影響が深刻化しております。

子育て支援事業を取り巻く状況としては、女性の社会進出に対する意識の高まりや政府による様々な活躍推進施策により、女性の就業率は上昇傾向にあり、依然として子育て支援事業に対する需要は高い状況にあります。また、2019年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い保育所への入所希望者が増加することが想定されるなど、子育て支援業者が担う社会的役割は、これまで以上に重要性が増すものと考えております。一方、それらの需要に対応すべく、子育て支援の担い手である保育士の確保は首都圏を中心に依然として厳しい状況が続いており、3月初旬から新型コロナウイルス感染症の拡大により小中高校が一斉休校し、児童の受入体制の拡充とともに、安全・安心な運営体制が求められております。

このような状況のもと、当社グループは全国の自治体と連携し、引き続きシェア拡大を図るとともに、喫緊の最重要課題である保育士の採用強化と子育て支援サービスの更なる質的向上に努めてまいりました。

また、「現場第一主義」を掲げ、各施設や職場の課題を収集し、「働き易い職場環境の実現」に向けた改善・改革に取り組むことで、保育士の採用増加ならびに定着率の向上に繋げております。更に、効率的かつ効果的な組織運営に向けた施策として、全国の保育所を5つのエリアごとに、学童クラブ・児童館を1つに束ねたブロック制によるきめ細やかな対応を図るとともに、持続的な成長を促した新規事業の開発等に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としては「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、自治体と連携しながら、お預かりするお子様・保護者の

皆様・取引先・従業員の安全確保を最優先に、各施設においては、毎朝の検温・手洗い・うがい・アルコール消毒・マスク着用のもと、独自の対応基準を設け、徹底した安全対策を講じるとともに、本社・東京本部においては時差出勤やテレワークを実施するなど、迅速に対応を行ってまいりました。

2020年3月期累計期間において、当社グループは高まる保育所ニーズへの対応として、以下のとおり、保育所10園、学童クラブ2施設の計12施設を開設いたしました。

(保育所)

江東区大島第五保育園	(2019年4月1日)
新宿区保育ルームえどがわ園	(2019年4月1日)
アスク扇保育園	(2019年4月1日)
アスクゆきがや保育園	(2019年4月1日)
アスク北新宿保育園	(2019年4月1日)
アスク上高井戸保育園 ～都会のふるさと～	(2019年4月1日)
アスク緑保育園	(2019年4月1日)
アスク保谷保育園	(2019年4月1日)
アスク府中片町保育園	(2019年4月1日)
アスク大津京保育園	(2019年4月1日)

(学童クラブ)

わくわく袋ひろば /赤北ひばりクラブ第二	(2019年4月1日)
わくわく赤西ひろば /赤羽台西小クラブ第二	(2019年4月1日)

その結果、2020年3月末日における保育所の数は209園、学童クラブは72施設、児童館は11施設、民間学童クラブは4施設、幼稚園（海外施設）は1園となり、子育て支援施設の合計は297施設となりました。

なお、株式会社アメニティライフが運営しておりました民間学童クラブ3施設（「エルフィーキッズ鶴ヶ峰」「エルフィーキッズ二俣川」「エルフィーキッズ緑園都市」）は2020年3月末日をもって閉室いたしました。

以上より、当社グループの連結売上高は31,719百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は1,538百万円（同0.5%増）、経常利益は2,003百万円（同4.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,122百万円（同4.8%増）となりました。

これらの主な要因は、以下の通りです。

売上高においては、新規施設の開設、保育士採用と連携した既存施設での受け入れ児童数の増加や処遇改善に係る補助金の増額等により、前年同期比で増収となりました。

営業利益及び経常利益においては、上記既存施設の受け入れ児童数の増加による売上高の増収要因等に加えて、寮利用者増に伴う補助金等が増額したことによる営業外収益の増加等により、前年同期比で増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益においては、保育施設における投資回収期間の長期化が想定される施設に係る固定資産及び新たな勤怠管理システムの導入に伴いシステム等の減損処理等を行ったことで、特別損失を315百万円計上しましたが、前年同期比では増益となりました。

なお、持株会社として当社は子会社への経営指導及び管理を行い、主な収入は各子会社からの経営指導料及び配当であります。当期の事業活動の結果、売上高は2,360百万円（同24.4%増）、営業利益は620百万円（同0.7%増）、経常利益は905百万円（同36.2%増）、当期純利益は734百万円（同50.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は854百万円で、その主なものは次の通りであります。

セグメントの名称	設備の内容	投資金額(千円)
子育て支援事業	アスク東大島保育園	119,415
	アスク大泉学園保育園	116,518
	アスクねりま三丁目保育園	110,914
	アスク舎人駅前保育園	106,985
	アスク千住保育園	99,676
	アスク保谷保育園	15,545
	東京本部内装工事	15,231
	アスク馬車道保育園	12,933
	アスク西一之江保育園	10,490
	アスク溝の口保育園	10,450

(3) 資金調達の状況

借入金

800,000千円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(8) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第25期 2017年3月期	第26期 2018年3月期	第27期 2019年3月期	第28期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高	22,799,279	26,779,234	29,298,670	31,719,442
営 業 利 益	1,168,927	1,303,115	1,531,294	1,538,774
経 常 利 益	1,350,851	1,582,003	1,920,760	2,003,687
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	661,473	910,507	1,071,270	1,122,732
1株当たり当期純利益	7.87円	10.70円	12.44円	12.81円
総 資 産	24,002,078	25,758,898	28,255,096	26,122,705
純 資 産	6,854,381	7,756,199	8,950,492	9,636,249
1株当たり純資産額	80.89円	90.63円	102.23円	110.17円

(注) 1. 第25期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第27期の期首から適用しており、第26期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社日本保育サービス	99,000千円	100%	子育て支援
株式会社ジェイキッチン	10,000千円	100%	給食の請負
株式会社ジェイ・プランニング販売	10,000千円	100%	物品販売
株式会社ジェイキャスト	10,400千円	100%	英語教室及び体操教室の請負
株式会社日本保育総合研究所	10,000千円	100%	研究、研修及びコンサルティング
株式会社アメニティライフ	70,000千円	100%	子育て支援
COHAS VIETNAM CO.,LTD	300千米ドル	100%	子育て支援

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

- ① 安全・安心の確保の徹底
当社グループでは、お預かりしているお子様・保護者の皆様・取引先・従業員の安全確保を最優先に考えた対策を徹底するとともに「働き方改革」を通じて業務の見直しを図ることで、更なる安全・安心な運営体制づくりに取り組んでまいります。
- ② 保育の質の向上
当社グループでは、各施設に対する従来からの組織的な運営管理体制に加え、安全管理体制の強化、保育士へのケア、働き方改革の徹底などを進め保育の質の向上に努めております。
- ③ 効率的な受入児童数の拡大
新たに保育所を開設するだけでなく、保育士を増やすことにより既存施設の受入児童数を拡大することができます。
当社グループでは自治体ごとの待機児童の状況や、保育士の採用状況及び投資効率等を総合的に勘案し、新規開設と既存施設双方への保育士配置のバランスをとりながら受入児童数の拡大に努めております。
- ④ 保育士確保に向けた施策
子育て支援サービスには、保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。
当社グループでは、年間を通じて全国各地で採用活動を行うとともに、従業員の給与引き上げや人事評価制度の見直しを実施してきました。また、保育士養成講座による資格取得支援も行っており、より働きやすい制度と仕組みづくりに取り組んでおります。

⑤ 業務の効率化及び情報の管理

政府が進めている保育所等における業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等について）に合わせ、当社グループとして保育士の業務負担の軽減を図り、管理部門の業務効率化及び情報漏洩等に対するセキュリティの強化を図るべく各種システムの導入と整備を進めております。

⑥ 人材への投資

当社グループでは、保育の質の向上と安全のため情熱と適性を有する人材を採用し、その人材の持つポテンシャルを最大限引き出すための教育を継続的に実施していくことが不可欠と考えております。そのため、社内で行う研修会において保育に関する様々な知見を取り込むとともに、社外の勉強会なども積極的に活用して人材のレベルアップを図っております。

⑦ 収益基盤拡大に向けた新規事業への取り組み

当社グループが運営する施設の多くは公費で運営されており、事業が安定的に推移する一方、政策や制度変更の影響を受けやすく、政策転換による事業への影響が懸念されます。

このような環境を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業に関する周辺事業を中心に、新規事業の開発・推進により、収益基盤の拡大に取り組んでおります。具体的には、コンサルティング事業、子育て支援事業で培ったノウハウ・商品をパッケージ化し外販するビジネス、新たなビジネスの創出としてのオンラインを活用した商品サービスなど、子育て支援業界、教育業界と連携した様々な事業の開発に取り組んでまいります。

⑧ 設備資金確保のための資金調達と財務基盤の安定性の確保

継続的に保育所を開園するためには、設備費用等の資金を安定的に確保することが重要となります。

当社グループでは、財務の健全性を追求しつつも、必要資金を安定的に調達していくため、金融機関からの借入れに限定せず社債の発行や株式の発行も含めて財務政策を検討しております。

(11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は子育て支援事業であり、保育所、学童クラブ、児童館及び幼稚園（海外施設）の運営を行っております。

なお、現在展開しております保育所は、指定管理者制度による公設民営保育所、自社運営による運営委託保育所、東京都認証保育所制度や企業主導型保育事業等による認可外保育所の3形態で運営いたしております。

また、学童クラブ及び児童館は主に自治体からの運営委託によるものであります。

(12) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本 社	……………名古屋市東区葵三丁目15番31号
東京本部	……………東京都港区港南一丁目2番70号
保 育 所	……………209園
学童クラブ	……………72施設
児 童 館	……………11施設
民間学童クラブ	……………4 施設
幼稚園 (海外施設)	……………1 園

(注) 1. 当期中の増設

[保育所]

江東区大島第五保育園 (2019年4月)、新宿区保育ルームえどがわ園 (2019年4月)、アスク扇保育園 (2019年4月)、アスクゆきがや保育園 (2019年4月)、アスク北新宿保育園 (2019年4月)、アスク上高井戸保育園～都会のふるさと～ (2019年4月)、アスク緑保育園 (2019年4月)、アスク保谷保育園 (2019年4月)、アスク府中片町保育園 (2019年4月)、アスク大津京保育園 (2019年4月)

[学童クラブ]

わくわく袋ひろば/赤北ひばりクラブ第二 (2019年4月)、わくわく赤西ひろば/赤羽台西小クラブ第二 (2019年4月)

2. 当期中の撤退

なし

3. 当期末での撤退

[民間学童クラブ]

エルフィーキッズ鶴ヶ峰 (2020年3月)、エルフィーキッズ二俣川 (2020年3月)、エルフィーキッズ緑園都市 (2020年3月)

4. 当期末後の増設

[保育所]

アスク千住保育園 (2020年4月)、アスク舎人駅前保育園 (2020年4月)、アスク大泉学園保育園 (2020年4月)、アスクねりま三丁目保育園 (2020年4月)

[学童クラブ]

わくわく柳田ひろば/柳田みどりクラブ第二 (2020年4月)、わくわく四岩ひろば/四岩小いちょうクラブ第二 (2020年4月)、調布市立深大寺児童館学童クラブ (2020年4月)、三鷹市南浦学童保育所A分室 (2020年4月)、三鷹市四小学童保育所B (2020年4月)

(13) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,783 (2,523) 名	+302 (+3) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124 (9) 名	+68 (+7) 名	40.4歳	3.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,007,720千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,945,240千円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	975,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	856,676千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	701,360千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	624,040千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	546,684千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	528,943千円
信 金 中 央 金 庫	400,000千円
株 式 会 社 百 五 銀 行	379,157千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	375,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	337,500千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	188,551千円
株 式 会 社 中 京 銀 行	130,000千円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	123,500千円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社中京銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンの残高1,950,000千円が含まれております。
2. 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関2行によるシンジケートローンの残高1,324,080千円が含まれております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 295,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 87,468,693株（自己株式数380,707株を除く）
 (3) 株 主 数 16,699名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マザークエアジャパン株式会社	24,074,800株	27.52%
ジェイ・ピー従業員持株会	5,363,800株	6.13%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,760,400株	4.29%
ほがらか信託株式会社信託口A-1	3,219,100株	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,024,100株	3.45%
J P I マネジメント株式会社	2,914,300株	3.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,902,200株	3.31%
王 厚 龍	2,320,000株	2.65%
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,114,700株	2.41%
山 口 洋	1,496,900株	1.71%

(注) 持株比率は、当社保有の自己株式（380,707株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 川 浩 一 郎	(株)日本保育サービス代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所取締役
専 務 取 締 役	坂 井 徹	(株)日本保育サービス取締役 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	西 井 直 人	(株)日本保育サービス取締役 (株)ジェイキャスト代表取締役社長 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)日本保育総合研究所代表取締役社長 (株)アメニティライフ代表取締役社長 COHAS VIETNAM CO.,LTD代表取締役社長
取 締 役	福 岡 明 彦	(株)日本保育サービス取締役 (株)ジェイキッチン取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	關 昭 太 郎	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員 一般社団法人遊技産業健全化推進機構理事 一般財団法人国際建設技能振興機構評議員 学校法人日本教育財団東京通信大学顧問 特定非営利活動法人ムジカ・フレスカ会長 新潟県立大学理事 東京ニューシティ管弦楽団理事 学校法人環境造形学園 ICSカレッジオブアーツ理事 最高顧問
取 締 役	王 厚 龍	(株)正龍コーポレーション代表取締役 (株)天満正龍代表取締役 (株)正龍ビジネス代表取締役 (株)財神代表取締役 (株)ザイジン代表取締役 (株)三愛ハウジング代表取締役 (株)正龍アセットマネジメント代表取締役 (株)新戎橋ビル開発・A代表取締役
取 締 役	穴 田 卓 司	公認会計士 税理士 佐藤総合法律事務所マネジメント・メンバー アルヒ(株)監査役 社会福祉法人都築福祉会評議員 (株)M F S 監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	関 博 文	(株)日本保育サービス監査役 (株)ジェイキャスト監査役 (株)ジェイキッチン監査役 (株)ジェイ・プランニング販売監査役 (株)日本保育総合研究所監査役 (株)アメニティライフ監査役 (有)創発ファシリティマネジメント代表取締役 (株)LJI取締役会長 (有)創発コーポレーション代表取締役 (株)東拓企画取締役会長
監 査 役	勝 又 英 博	(株)食材研究所所長 (株)ヤマトコンサルティンググループ代表取締役 特定非営利活動法人日本香港協会監査役 御殿場市議会議員
監 査 役	竹 内 大 和	—
監 査 役	佐 原 忠 一	—
監 査 役	戎 正 晴	弁護士

- 注) 1. 取締役關昭太郎氏、取締役王厚龍氏及び取締役穴田卓司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役勝又英博氏、監査役竹内大和氏、監査役佐原忠一氏及び監査役戎正晴氏は、社外監査役であります。
3. 取締役關昭太郎氏、取締役王厚龍氏、取締役穴田卓司氏、監査役勝又英博氏、監査役竹内大和氏、監査役佐原忠一氏及び監査役戎正晴氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役関博文氏及び監査役竹内大和氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び佐原忠一氏を除く社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の責任については、社外取締役は、600万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役は、200万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	70,905千円 (11,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	22,100千円 (13,600千円)
合計	12名	93,005千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2002年6月20日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2002年6月20日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役穴田卓司氏の兼職先である佐藤総合法律事務所と当社とは法律顧問契約を締結しております。なお、当該契約は2020年4月30日をもって解約しております。

その他の社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	關 昭 太 郎	当事業年度に開催された取締役会22回のうち全てに出席し、教育及びガバナンスに関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。
取締役	王 厚 龍	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から積極的な意見や助言を行っております。
取締役	穴 田 卓 司	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、専門的見地及び公正かつ客観的な立場に立って適切な意見や助言を行っております。
監査役	勝 又 英 博	当事業年度に開催された取締役会22回のうち19回に出席し、金融分野に関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会14回のうち12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	竹 内 大 和	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から適宜指摘を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	佐 原 忠 一	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、IR分野に関する豊富な知識と経験から適宜意見や助言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会14回のうち全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	戎 正 晴	当事業年度に開催された取締役会22回のうち13回に出席し、企業法務に関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会14回のうち11回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、子会社財務内容の調査を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたしません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、代表取締役社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催とする。

当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築する。

また、取締役及び使用人が社内において、法令及び定款違反行為を発見した時や疑義ある行為が行われようとしていることに気づいた時は、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役はその職務にかかる以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行う。

ア. 株主総会議事録

イ. 取締役会議事録

ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連事項

エ. 取締役が決裁者となる決裁書類

オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報

キ. 上記各号に付帯関連する資料

代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっている。管理本部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築する。

また、新たに発生するリスクについては社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長以下取締役全員と全監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議すると同時に、業務執行状況に関する報告及び、重要事項についての意思決定を行う。
取締役会で決定した重要事項について、各部門長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開する。
また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社はグループ共通の「経営理念」と「行動準則」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとる。
1. 子会社に対しては、当社常勤監査役が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。
 2. 当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認する。
 3. 内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制
当社は、現在の会社の規模から、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて取締役と監査役が協議し、その職務を補助するスタッフを置く。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は常勤監査役の事前の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から重要な決定に関する報告を受ける。
また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査役に報告する体制を構築する。
なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したことによる不利益が生じないよう適正な措置をとる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整える。
また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行う。
監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、コンプライアンス委員会を12回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を審議した上で、当社グループにおけるコンプライアンスのさらなる強化のために規程等及び運営方法の見直しを行いました。また、役員を対象とするコンプライアンス研修、各施設の責任者を対象とするコンプライアンス研修を各1回実施し、コンプライアンス意識の向上にも努めてまいりました。その他当社及び子会社を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しております。加えて、各社ごとにハラスメントについて専門に受け付ける「ハラスメント相談窓口」の体制を整備し、より相談しやすい仕組みとしております。

なお、これらの対応を周知することによりコンプライアンスの実効性向上を図っております。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成し、社外監査役4名を含む監査役5名も原則出席した上で定例として月1回（臨時は10回）開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。（取締役及び監査役の員数は、2020年3月31日現在のものです。）また、取締役の職務の執行に係る情報（議事録等）は、セキュリティが確保された場所で安全かつ適切に保管しました。

情報セキュリティについては、人財戦略本部システム部の人材の増強、テレワークのためのセキュリティ強化、保育業務ICT環境のセキュリティ強化の実施等により情報管理の強化を図っております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、また、当社常勤監査役が子会社の監査役に就任するなど、その業務執行状況を監査し子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、年度内部監査計画に基づき、「法令順守」・「施設・園児の安

心・安全」・「内部統制面の一層の向上」・「関連各所への迅速な情報提供」を重点監査事項として、当社及び子会社の各部門・保育所などの施設を対象に監査を実施しました。内部監査室は、監査結果を速やかに取締役会に報告し、各部門に対して、改善点の指摘・勧告を行い諸業務の質や効率の改善を図っております。

監査役は、年度監査計画に基づき、業務監査として各施設の監査（保育所20園実施）、子会社を含めた管理部門の業務監査を実施いたしました。原則としてすべての監査役がコンプライアンス委員会に出席し、その審議状況を監視し、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しに参画いたしました。また、内部監査室とともに、会計監査人と原則として四半期ごとに定期的にミーティングを行い、会計上の問題や課題に関する情報収集と会計監査人の監査状況の精査を行いました。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、管理本部総務部を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針とする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 対応統括部署は管理本部総務部としている。

イ. 警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積している。

ウ. 警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っている。

エ. 取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入している。

オ. 不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役へ報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっている。

カ. 各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売上げ等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%前後の連結業績連動型配当の継続実施を基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、子育て支援事業を積極的に展開するために有効活用してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率については、2 (4) は表示単位未満を切り捨てて表示し、それ以外は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,788,250	流 動 負 債	5,920,945
現金及び預金	6,206,487	買掛金	195,720
売掛金	76,288	1年内返済予定の長期借入金	1,639,460
たな卸資産	111,259	未払金	1,535,400
未収入金	2,410,895	未払法人税等	415,324
その他	1,009,077	未払消費税等	117,626
貸倒引当金	△25,759	賞与引当金	554,836
固 定 資 産	16,334,455	その他	1,462,577
有 形 固 定 資 産	8,620,302	固 定 負 債	10,565,510
建物及び構築物	6,888,153	長期借入金	9,479,911
車両運搬具	1,490	退職給付に係る負債	757,052
工具器具備品	251,866	資産除去債務	320,567
土地	980,894	その他	7,979
建設仮勘定	497,896	負 債 合 計	16,486,455
無 形 固 定 資 産	247,678	純 資 産 の 部	
のれん	197,508	株 主 資 本	9,928,510
その他	50,169	資本金	1,603,955
投資その他の資産	7,466,474	資本剰余金	1,449,544
投資有価証券	436,234	利益剰余金	6,982,526
差入保証金	1,906,120	自己株式	△107,515
長期貸付金	3,284,007	その他の包括利益累計額	△292,261
繰延税金資産	1,128,962	その他有価証券評価差額金	△224,438
その他	720,593	繰延ヘッジ損益	△5,537
貸倒引当金	△9,445	為替換算調整勘定	2,610
		退職給付に係る調整累計額	△64,895
資 産 合 計	26,122,705	純 資 産 合 計	9,636,249
		負債及び純資産合計	26,122,705

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,719,442
売上原価	27,298,724
売上総利益	4,420,718
販売費及び一般管理費	2,881,943
営業利益	1,538,774
営業外収益	567,579
受取利息	98,659
補助金収入	450,421
その他	18,498
営業外費用	102,665
支払利息	55,518
障害者雇用納付金	10,635
支払手数料	4,000
解体撤去費用	1,289
貸倒引当金繰入	25,344
その他	5,878
経常利益	2,003,687
特別損失	315,241
投資有価証券売却損	2,642
固定資産除却損	1,382
園減損損失	229,257
減損損失	81,960
税金等調整前当期純利益	1,688,446
法人税、住民税及び事業税	829,819
法人税等調整額	△264,106
当期純利益	1,122,732
親会社株主に帰属する当期純利益	1,122,732

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,603,955	1,449,544	6,184,830	△81,685	9,156,643
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△325,036		△325,036
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,122,732		1,122,732
自 己 株 式 の 取 得				△107,257	△107,257
自 己 株 式 の 処 分				81,427	81,427
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	797,696	△25,829	771,866
当 期 末 残 高	1,603,955	1,449,544	6,982,526	△107,515	9,928,510

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△133,411	△7,165	238	△65,813	△206,151	8,950,492
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△325,036
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,122,732
自 己 株 式 の 取 得						△107,257
自 己 株 式 の 処 分						81,427
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△91,026	1,627	2,371	917	△86,110	△86,110
当 期 変 動 額 合 計	△91,026	1,627	2,371	917	△86,110	685,756
当 期 末 残 高	△224,438	△5,537	2,610	△64,895	△292,261	9,636,249

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,435,512	流動負債	2,039,083
現金及び預金	1,012,550	1年内返済予定の長期借入金	1,657,168
売掛金	150,868	未払金	136,712
前払費用	42,368	未払費用	13,490
立替金	10,457	未払法人税等	101,191
短期貸付金	9,195,000	預り金	15,613
その他	49,612	前受収益	1,890
貸倒引当金	△25,344	賞与引当金	41,840
固定資産	6,670,492	その他	71,176
有形固定資産	3,367,230	固定負債	9,869,561
建物	2,116,538	長期借入金	9,479,911
構築物	245,883	関係会社長期借入金	210,446
車両運搬具	1,350	退職給付引当金	15,107
工具器具備品	22,563	資産除去債務	66,716
土地	980,894	その他	97,380
無形固定資産	46,469	負債合計	11,908,644
ソフトウェア	15,775	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	23,887	株主資本	5,427,336
電話加入権	2,808	資本金	1,603,955
水道施設利用権	3,998	資本剰余金	1,449,544
投資その他の資産	3,256,792	資本準備金	1,127,798
投資有価証券	436,234	その他資本剰余金	321,746
関係会社株式	1,341,843	利益剰余金	2,481,352
関係会社出資金	0	利益準備金	6,600
関係会社長期貸付金	1,250,000	その他利益剰余金	2,474,752
長期前払費用	2,556	別途積立金	100,000
繰延税金資産	191,956	繰越利益剰余金	2,374,752
差入保証金	214,017	自己株式	△107,515
貸倒引当金	△179,816	評価・換算差額等	△229,976
		その他有価証券評価差額金	△224,438
		繰延ヘッジ損益	△5,537
資産合計	17,106,005	純資産合計	5,197,360
		負債及び純資産合計	17,106,005

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,360,642
売 上 原 価	364,640
売 上 総 利 益	1,996,001
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,375,640
営 業 利 益	620,361
営 業 外 収 益	348,201
営 業 外 費 用	63,491
経 常 利 益	905,071
特 別 損 失	84,678
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,642
固 定 資 産 除 却 損	76
減 損 損 失	81,960
税 引 前 当 期 純 利 益	820,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	182,866
法 人 税 等 調 整 額	△97,422
当 期 純 利 益	734,949

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 剰 余 金	利 剰 余 金 計
					別 積 立 金	途 金		
当 期 首 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	1,964,840	2,071,440
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△325,036	△325,036
当 期 純 利 益							734,949	734,949
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	409,912	409,912
当 期 末 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	2,374,752	2,481,352

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△81,685	5,043,253	△133,411	△7,165	△140,576	4,902,676
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△325,036				△325,036
当 期 純 利 益		734,949				734,949
自 己 株 式 の 取 得	△107,257	△107,257				△107,257
自 己 株 式 の 処 分	81,427	81,427				81,427
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△91,026	1,627	△89,399	△89,399
当 期 変 動 額 合 計	△25,829	384,083	△91,026	1,627	△89,399	294,683
当 期 末 残 高	△107,515	5,427,336	△224,438	△5,537	△229,976	5,197,360

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島 浩 司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大島 幸 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J P ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島 浩 司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大島 幸 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人監査法人東海会計社からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 J P ホールディングス監査役会

常勤監査役 関 博 文 ㊟

監査役 勝 又 英 博 ㊟

監査役 竹 内 大 和 ㊟

監査役 佐 原 忠 一 ㊟

監査役 戎 正 晴 ㊟

(注) 監査役のうち、勝又英博、竹内大和、佐原忠一及び戎正晴は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール
(TEL:03-6433-1905)



会場最寄駅

JR品川駅 港南口(東口)より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩12分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。